

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和元年8月16日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和元年8月16日（金）午前9時～ 本庁舎3階会議室301

2 出席者

保育課 池内課長、工藤主査補

3 件名

保育料無償化後の3歳以上児の給食費の取扱いについて

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・国の目安の金額と相違があつてよいのか。  
 →国の示す目安額は長期にわたり目安とされてきた額であり、すでに根拠不明であることや、現在市では、安心安全で美味しい給食を提供するために、既製品や加工品をなるべく使わず、国産品や無添加の食材を多く取り入れており、他市に比べて手作りにこだわるなど手間をかけている状況にある。また、国からも各施設において実費により算出するよう通知があり、極端に高額であつたり廉価でなければ問題ないと考え  
 ・部内会議における意見に対する回答はどうなっているか。  
 →主食費は今後生活保護などの低所得者からも徴収することとなるが、主食の負担は通常の生活においても発生するものであり、徴収することに問題はない。  
 幼稚園に対する新規補助は、国の行う全国的な事業に伴い発生するものであり、市単独ではなく、市が見直しの対象としている補助金とは性格が異なるため、問題ない  
 ・私立幼稚園、保育園等の低所得者に対する副食費補助については、4,500円を超えるところは市の単独補助となるのか。  
 →副食費補助の上限額は4,500円であるため、市が単独で補助する部分はない。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

報告書(行政経営戦略会議)

部課名 健康子ども部 保育課

件名	保育料無償化後の3歳以上児の給食費の取扱いについて																																			
内容	<p><b>【現状】</b> 10月から開始する幼児教育・保育の無償化に伴い、これまで保育料に含まれていた副食費(おかず、おやつ代)が、無償化との対象外とされ、国より、国の示す金額を目安としつつ、各園において実費を割り出し、保護者より徴収するよう指示されている。 また、給食費の徴収により、それまで納付していた保育料より負担額が高くなる逆転現象の回避、幼稚園と保育園との格差是正についても国の方針に基づき、必要な給付制度等を新たに制定する必要がある。</p> <p><b>【対応】</b> 保育園と幼稚園、公立と私立など、利用施設により保護者の負担格差が生じない取扱いを行う。 1 公立保育園の副食費(おかず・おやつ代)及び主食費を予算額及び実費から割り返した金額とする。安易に国の基準額としないことで、私立保育所の給食費との公平性を保つ。 公立保育園 副食費5,200円(国目安金額4,500円) 主食費 400円(国目安金額3,000円) 2 保育園が行う低所得者に係る副食費免除を国の補足事業により幼稚園にも行う。 (年収360万円未満相当世帯の子ども及び所得階層に関わらず第3子以降の子ども)。 3 無償化制度施行以前に負担額が0円であった世帯については、主食費の徴収免除により逆転現象を回避するため、保育所に対し、現存の保育所運営費補助金内で補助を行う。</p>																																			
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<p><b>【8月1日部内会議における主な意見】</b> ・公立保育園の給食費を実費算出により設定しており、副食費については、国の示す目安を超えており、近隣市と比較しても高額となることが懸念されるが、総額からすれば国の目安の額内であるため、妥当と考えられる。 ・主食費の免除は逆転現象回避のみ対象としているため、生活保護を含む低所得者層であっても、今後は主食費の徴収が発生する。 ・幼稚園に対する新規給付(低所得者に対する副食費の実費徴収に係る補足給付)は、新たな補助事業を行わないとする市の方針に反するものではないか。</p>																																			
スケジュール	<p>8月中 幼稚園低所得者に対する副食費実費徴収に係る補足給付要綱の制定 9月中 幼稚園 補助対象該当世帯に周知、申請受付 保育園 給食費(副食費・主食費)について周知 保育園 主食費免除対象者へ周知 10月1日 施行</p> <table border="1" data-bbox="323 1787 1407 2000"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>有無</th> <th>方法(時期)</th> <th>項目</th> <th>有無</th> <th>方法(時期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例規則</td> <td>無</td> <td></td> <td>報道発表</td> <td>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>議会説明</td> <td>無</td> <td></td> <td>広報・HP等</td> <td>有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民参加</td> <td>無</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>付議書公表</td> <td colspan="5"> <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 ( ) まで                 </td> </tr> </tbody> </table>						項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)	条例規則	無		報道発表	無		議会説明	無		広報・HP等	有		市民参加	無					付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 ( ) まで				
項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)																															
条例規則	無		報道発表	無																																
議会説明	無		広報・HP等	有																																
市民参加	無																																			
付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 ( ) まで																																			
参考情報	<p>関係法令等</p> <p>関係課</p> <p>事業費 私立幼稚園振興事業 3,510 千円 (うち特定財源 千円)</p>																																			

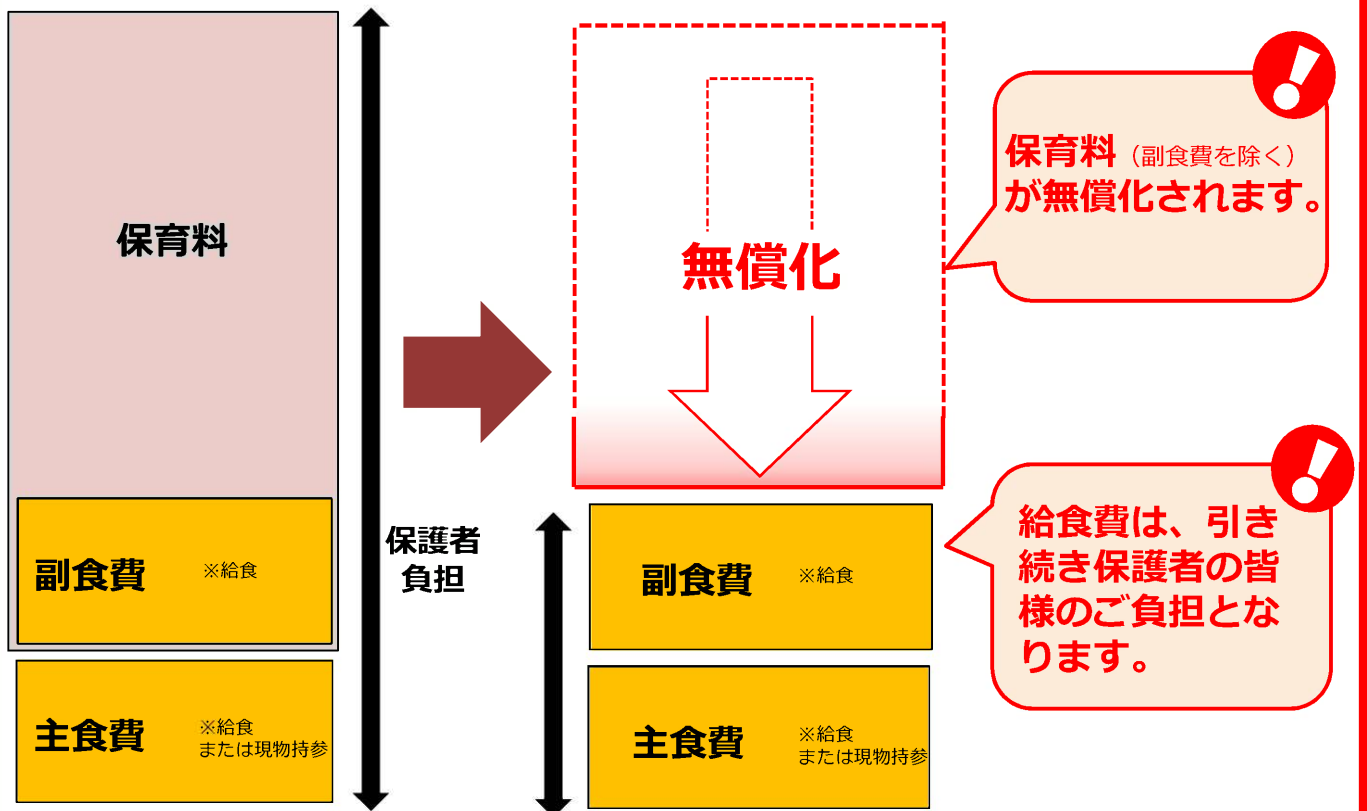
保育園・認定子ども園等ご利用中の3～5歳児の保護者様へ

## 10月から、保育料が無償化されます

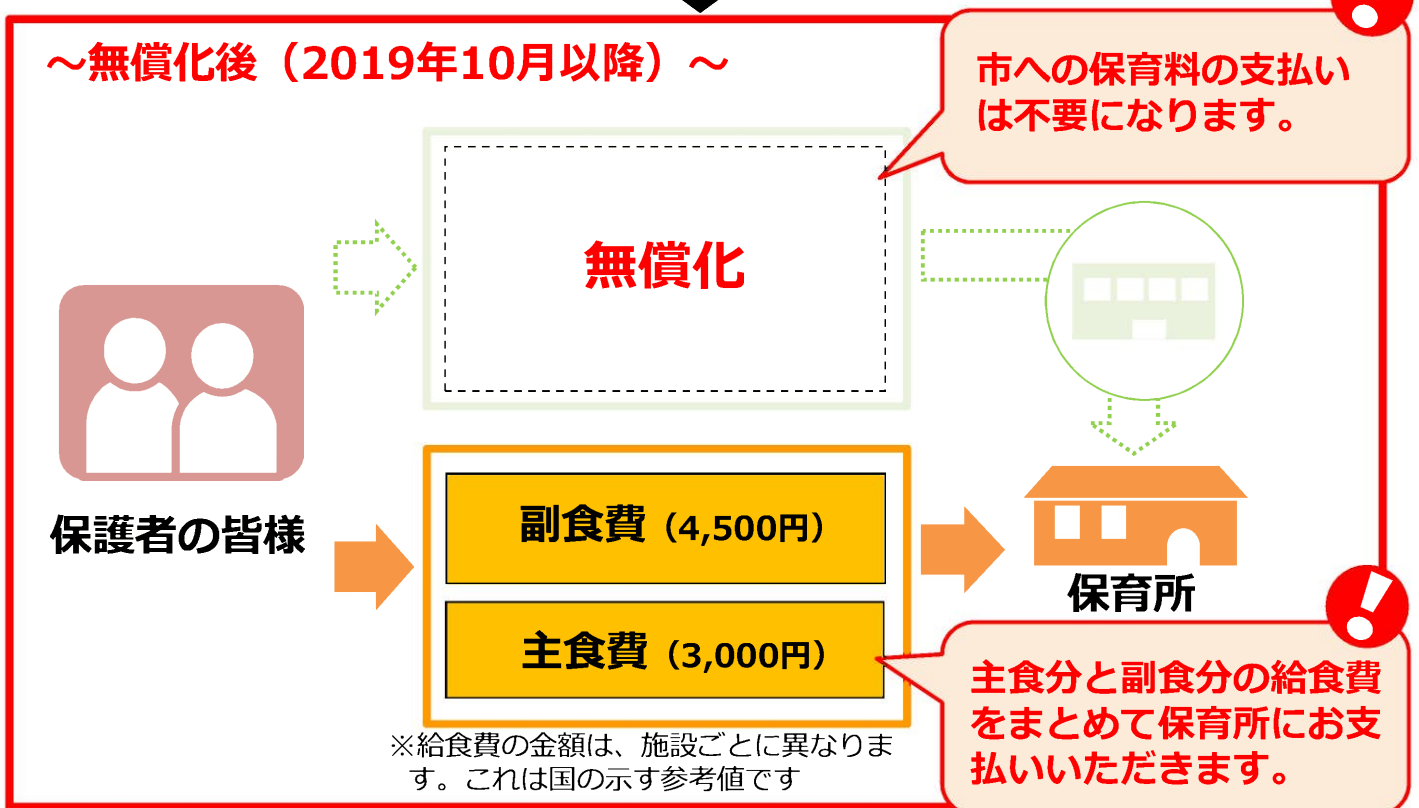
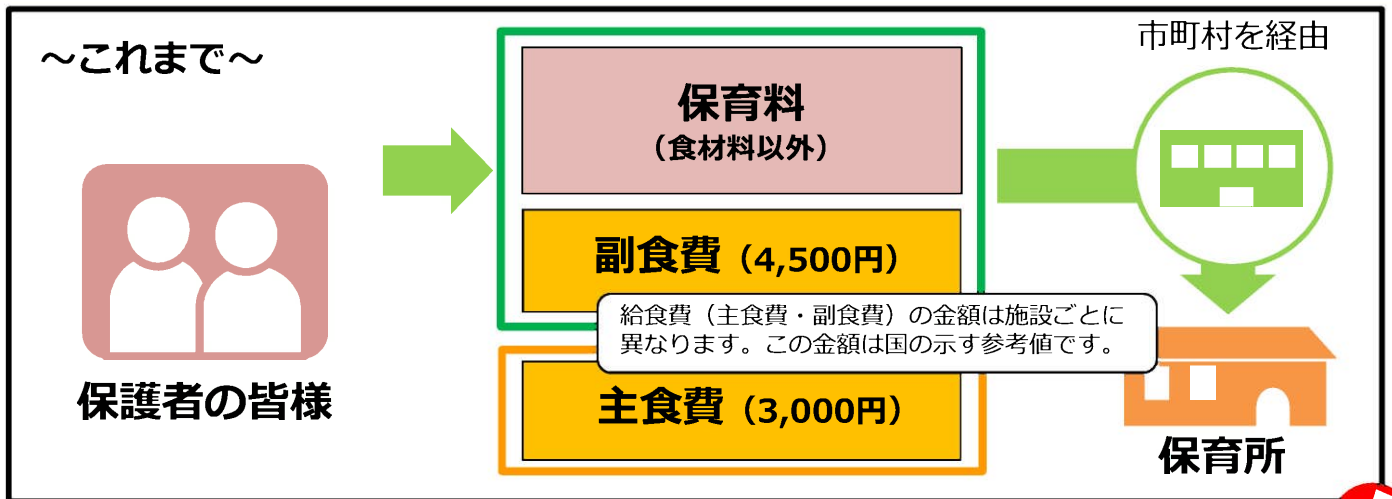
- 2019年10月から、3～5歳のお子様については**保育料が無償化**されるため、保育料を市にお支払いいただく必要がなくなります。
- いままで保育料の一部としてご負担いただいていた**保育所の給食の材料にかかる費用（給食費）**については、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則とされ、今回の無償化の対象から除かれているため、**保護者の皆様のご負担となります。**

～これまで～

～無償化後（2019年10月以降）～



- 現在、3～5歳児の給食費分は、
  - ・主食（お米など）分については、保護者に代わって市が負担し、
  - ・副食（おかず）分については、保護者が保育料の一部として市を通じて、保育所にお支払いいただいております。
- 今般、幼児教育・保育は無償化されますが、給食費については引き続き保護者の皆様にご負担いただくことが原則です。無償化に伴い、**今後は、主食分と副食分の給食費をまとめて保育所にお支払いいただくこととなりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。**



問い合わせ先:白井市 健康子ども部 保育課  
TEL:047-492-1111

## 保育料無償化後の3歳以上児の給食費の取扱いに関する方針（案）

### （1）幼稚園利用者との格差是正のため、公立保育園の給食費（副食費・主食費）の徴収を開始する。

対象者： 3歳以上児 ※3歳未満児は保育料に含まれているため対象外  
 費用額（案）： **主食費 400円/月 副食費 5,200円/月**  
 ※国が目安としている額は主食費3,000円、副食費4,500円

ただし、低所得者世帯等の取扱いはそれぞれ以下のとおりとする。

副食費 …国基準に基づき、**年収360万未満相当の世帯・第3子以降は免除**

主食費 …負担の逆転現象を防ぐため、経過措置として、**現制度で保育料が0円となっている生活保護・ひとり親世帯・第3子等の一部の対象者は免除**

※令和元年9月時点の該当者のみとし、免除基準に該当しなくなった時点で徴収を開始する

### （2）負担の逆転現象を防ぐため、私立保育園に対し、主食費相当額の補助を行う【継続事業】

私立保育園における給食費の徴収及び徴収額は各園の決定に委ねるが、低所得世帯等の取扱いについては、公立保育園と統一的な対応にするため、以下のとおりとする

副食費 …**年収360万未満相当の世帯・第3子以降は免除**

※国基準の公定価格による負担（財源負担：国1/2・県1/4・市1/4）

主食費 …負担の逆転現象を防ぐため、**現制度で保育料が0円となっている生活保護・ひとり親世帯・第3子等の一部の対象者の負担を0円とするため、市から私立園に対して主食費相当額の補助を行う。**

※該当事業…白井市私立保育園運営費補助金（運営費補助事業）

### （3）保育園利用者との格差是正のため、幼稚園利用者に対し、副食費相当額の補助を行う【新規事業】

該当事業： 新規事業（検討中）

補助対象： **年収360万未満相当の世帯・第3子に係る副食費相当額**

特定財源： 子ども・子育て支援交付金 実費負担に係る補足給付事業（財源負担：国・県・市 各1/3）

※今般の無償化の実施に伴い新設された事業

		現行		保育料無償化後（案）	
		保育園・認定こども園等	新制度未移行幼稚園 (市内幼稚園)	保育園・認定こども園等	新制度未移行幼稚園 (市内幼稚園)
副食費	国基準	保育料（市基準額） に含む	園基準額を実費負担	①園基準額を実費負担 ②年収360万未満・第3子は免除	①園基準額を実費負担 ② <b>年収360万未満・第3子の負担 減免に関する補助金を新設</b>
	白井市 公立	保育料（市基準額） に含む	—	① <b>月5,200円（案）</b> を実費負担 ②年収360万未満・第3子は免除	—
	白井市 私立	保育料（市基準額） に含む	園基準額を実費負担	①園基準額を実費負担 ②年収360万未満・第3子は免除	①園基準額を実費負担 ② <b>年収360万未満・第3子に市か ら補助【新設】</b>
主食費	国基準	園基準額を実費負担	園基準額を実費負担	園基準額を実費負担	園基準額を実費負担
	白井市 公立	徴収なし	—	① <b>月400円（案）</b> を実費負担 ② <b>生活保護・第3子等は免除 【経過措置】</b>	—
	白井市 私立	<b>実費無償化 【市単独補助】</b>	園基準額を実費負担	①園基準額を実費負担 ② <b>生活保護・第3子等は免除 【市単独補助：継続】</b>	園基準額を実費負担